

## 東京都建築材料試験連絡協議会会則

1991. 05. 23	制定
1996. 05	改定
1997. 05	改定
1999. 05	改定
2001. 11	改定
2002. 05	改定
2010. 05	改定
2011. 05	改定
2012. 03. 01	改定
2012. 05. 24	改定
2013. 05. 22	改定
2021. 05. 14	改定

- 1 名称 東京都建築材料試験連絡協議会と称する。略称は「東試協」とする。
- 2 目的 東京都における建築材料試験の適正な執行を図ることを目的とする。
- 3 事業 (1) 試験業務に関する調査及び研究  
(2) 東京都の建築指導行政、その他の行政との連絡及び協議  
(3) コンクリート採取試験会社の審査及び登録  
(4) 広報活動  
(5) その他目的達成に必要な事項
- 4 会員 (1) 正会員は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱第4条」に基づく試験機関として、入会は試験機関の意思表示による。  
(2) 賛助会員は、第3(3)の規定による登録会社が組織する団体とし、議決権を有しない。  
入会は当該団体の意志表示と第7(2)に規定する幹事会の承認による。  
(3) 会費を1年以上滞納した場合は会員の資格を失う。
- 5 除名 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき、除名することが出来る。  
この場合、正会員は幹事会において出席者の3分の2以上の賛成を経て、総会に除名を提案し、総会の3分の2以上の賛成を経て決定する。  
賛助会員は幹事会において出席者の3分の2以上の賛成を経て決定する。
- 6 役員 (1) 本会に次の役員を置く。  
会 長 1人  
幹 事 12人以下  
監 事 2人 (会の会計を監査する。)  
(2) 役員は総会において選任し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 7 会議 (1) 総 会 毎年1回、原則として5月に開催する。必要があれば幹事会の議を経て臨時総会を開催する。  
(2) 幹事会 会長が必要と認めた場合に開催する。  
(3) 類別部会 必要に応じて開催する。

(4) 会長が必要と認めた場合に賛助会員はオブザーバーとして会議に参加できる。

- 8 定足数等 (1) 総会の定足数は、正会員の3分の2以上とする。ただし、委任状は出席の数に加えるものとする。また、複数の試験所を持つ団体は、試験所の数の議決権を有する。  
(2) 幹事会の定足数は、幹事の2分の1以上とする。代理出席を認める。委任状は認めない。
- 9 議 決 本会の議決は、他に定めのある場合を除き、多数決による。
- 10 倫理委 (1) 正会員の資格等を審査する、自主独立運営を基本にした倫理委員会を設置する。  
員 会 (2) 正会員は倫理委員会の聴取等に関して協力する義務がある。
- 11 委員会 本会は、技術委員会を設置する。委員は幹事会が選任し、任期は2年とする。但し、再任を妨げ  
の設置 ない。
- 12 会 計 (1) 経費は会費によりまかなう。  
(2) 会費については別に定める。
- 13 年 度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 14 退 会 (1) 会員の意思表示のあった場合は退会とする。  
(2) 会員の資格を消失した場合は退会とする。
- 15 事務局 東試協の事務局を公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（品川区）に設置する。
- 16 その他 運営上必要な細則は、幹事会が定める。

#### 付 則

- 1 この会則の改廃は、東試協総会の議を経て行う。
- 2 この会則の改定は、1996年5月より施行する。
- 3 この会則の改定は、1997年5月より施行する。
- 4 この会則の改定は、1999年5月より施行する。
- 5 この会則の改定は、2001年11月より施行する。
- 6 この会則の改定は、2002年5月より施行する。
- 7 この会則の改定は、2010年5月より施行する。
- 8 この会則の改定は、2011年5月より施行する。
- 9 この会則の改定は、2012年3月1日より施行する。
- 10 この会則の改定は、2012年5月24日より施行する。
- 11 この会則の改定は、2013年5月22日より施行する。
- 12 この会則の改定は、2021年5月14日より施行する。